

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年10月24日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400336号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400032号

## 第1 結論

昭和53年\*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年\*月から昭和56年3月まで

私は、大学生の時に、当時A町役場のB課長として勤務していた父から、私の国民年金の加入手続を行い、私が20歳になった時からの国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと聞いている。父が亡くなっているため、加入手続や納付の方法について詳細は分からないが、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、大学在学中に、父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれた旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)\*は、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる払出年月日及び当該国民年金番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和60年1月頃に払い出されたものと推認でき、請求期間当時、請求者の国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、請求者に上記国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されている必要があるが、請求者が請求期間に居住していたとするA町(現在は、C市)に係る年金情報総合管理・照合システム及び社会保険オンラインシステムにおける氏名検索においても、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていたことを確認することができない。

加えて、日本年金機構が保管している、A町が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求期間の「月別」欄には「未納」と記載されていることが確認できる一方、昭和58年7月から昭和60年7月までの「月別」欄には「現納」又は「納」と記載されている（昭和58年7月分から昭和59年3月分までの国民年金保険料（5万2,470円）が昭和60年9月2日に、昭和59年4月分から昭和60年3月分までの国民年金保険料（7万4,640円）が昭和61年7月31日に納付された旨記載されている。）ことが確認でき、当該記載内容はオンライン記録と一致している。

また、C市は、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は、保存期限経過により保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400446号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400033号

## 第1 結論

平成2年\*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年\*月から平成3年3月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を20回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。